

東京農工大学大学院連合農学研究科（博士課程）に係る学位論文審査基準等について

東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則第 13 条に基づき、学生に公表する学位論文に係る評価に当たっての基準等を以下のとおり定める。

1. 学位論文が満たすべき水準及び項目（審査基準）

- (1) 学位論文が、専門分野に新たな知見を加えるもので、国際的にも高い水準を満たしていること。
- (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を十分に有していること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。
- (4) 専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な研究能力
- (5) 自立して研究活動を行うに必要な基礎学識

2. 審査委員の体制

- (1) 連合農学研究科の博士課程に在学する者(学位規程第 6 条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員(学則第 51 条第 5 項に規定する者をいう。)5 人以上とする。
- (2) 連合農学研究科における学位規程第 5 条及び第 6 条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員 5 人以上とする。
- (3) 前 2 項の審査委員には、主指導教員(学則第 71 条第 4 項に規定する者をいう。)となり得る資格を有する連合農学研究科教員 3 人以上を含ませるものとし、原則として各構成大学の教員を含めるものとする。
- (4) 連合農学研究科教授会が必要と認めるときは、本学の各学府及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。
- (5) 審査委員会には、主査 1 名、副査 1 名を置く。
 - ① 主査は、学位論文の審査を申請した学生の主指導教員とし、副査は当該学生の副指導教員のうちの 1 名とする。
 - ② 博士課程を経ない者の学位論文の審査については、推薦教員を主査とする。

3. 審査方法

【課程修了】

- (1) 審査委員は、所定の期間内に学位論文の審査、最終試験又は学力の確認を行い、その結果を研究科教授会に報告しなければならない。
- (2) 最終試験は学位論文を中心として関連ある科目又は専門分野等について、学力の確認は学位論文に関連ある専門分野及び外国語について、口頭又は筆記により行うものとする。

【課程を経ない者】

- (1) 審査委員は、所定の期間内に学位論文の審査、最終試験又は学力の確認を行い、その結果を研究科教授会に報告しなければならない。
- (2) 最終試験は学位論文を中心として関連ある科目又は専門分野等について、学力の確認は学位論文に関連ある専門分野及び外国語について、口頭又は筆記により行うものとする。
- (3) 博士課程を経ない者に実施する学力の確認の外国語試験は、英語により実施する。ただし、外国人については、英語又は日本語のうち 1 科目について行う。